

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期															
1	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公立病院物価高騰対策事業	①県の補助対象外となっている公立病院に対して物価高騰等の影響を受けている燃料費等及び食材料費の高騰分の負担軽減を図る。 ②市内の公立病院に対する補助金 ③【燃料費等】 令和3年度と令和6年度の病院運営に係る電気代、重油代、LPガス代の差額を基に1病床あたりの支援額を算定。 ・市立横手病院 70千円×229床＝16,030千円 ・市立大森病院 70千円×150床＝10,500千円 【食材料費】 秋田県で実施する県内医療機関に対する食材費等の支援事業単価を使用。 ・市立横手病院 6,400円×229床＝1,466千円 ・市立大森病院 6,400円×150床＝960千円 ④市立横手病院、市立大森病院	R7.4	R8.3															
2	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業経営継続支援事業	①燃料や光熱費の価格高騰により影響を受けている施設園芸農業者等に対し、かかり増ししている生産費の負担軽減を支援し農業経営の安定を図る。 ②対象者に対する補助金 ③市内で施設園芸栽培等に取り組んでいる生産者に対し上限1,000千円(法人5,000千円)の範囲内で補助金を交付する。 令和6年度(11月～3月)の生産費(燃料費、光熱費、資材費、運賃)と、令和3年度(11月～3月)の生産費を比較して支援額を算定。(※20%以上かかり増している場合のみ対象とする) ・令和6年度の生産費－【令和3年度の生産費×120%】＝対象額(A) ・対象額(A)×1/2＝補助金 個人7件＋法人11件 500千円×7件＋1,500千円×11件＝20,000千円 ④市内の農業者、農業法人	R7.4	R8.3															
3	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料高騰対策事業	①飼料価格の高騰により影響を受けている畜産農業者の負担を軽減し、経営の安定を図る。 ②対象者に対する補助金 ③個人：令和6年1月から12月までに購入した飼料費の10%以内(上限額1,000千円)を補助する。※令和6年分の確定申告の数値を使用。 法人：直近1年間の決算資料の飼料費の10%以内(上限額2,000千円)を補助する。※直近の決算資料の数値を使用。 <table><tr><td>(種別)</td><td>(対象者数)</td><td>(補助金額)</td></tr><tr><td>乳用牛・肉用牛</td><td>28名</td><td>19,258千円</td></tr><tr><td>養豚</td><td>19名</td><td>35,000千円</td></tr><tr><td>養鶏等</td><td>5名</td><td>3,038千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>52名</td><td>57,296千円</td></tr></table> ④市内の畜産農業者等	(種別)	(対象者数)	(補助金額)	乳用牛・肉用牛	28名	19,258千円	養豚	19名	35,000千円	養鶏等	5名	3,038千円	合計	52名	57,296千円	R7.4	R8.3
(種別)	(対象者数)	(補助金額)																		
乳用牛・肉用牛	28名	19,258千円																		
養豚	19名	35,000千円																		
養鶏等	5名	3,038千円																		
合計	52名	57,296千円																		
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	よこて市民応援商品券事業	①原油高・物価高騰の影響が、市民の生活を圧迫していることから、市内で使用できる商品券(一人3,000円)を配布し、生活の支援を行う。 ②商品券換金費、事務費 ③商品券換金分：68,300人×3千円＝204,900千円、事務費分：27,083千円 ④令和7年4月1日時点で横手市の住民基本台帳に登録されており、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業(令和6年度国補正分)の対象外の方	R7.4	R8.3															

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	伝統的産業緊急支援事業	①酒蔵等の地域に根差した伝統的産業が原材料米価格の高騰により影響を受けていることから、かかり増ししている原材料米の負担を軽減し、経営の安定を図る。 ②対象者に対する補助金 ③市内の酒造業及び味噌、麴を生産する食品製造業の事業者に対し、原材料米の仕入価格が、令和6年度と令和5年度を比較して上昇している場合に補助金を交付する。 令和6年度の原材料米の60キログラムあたりの仕入価格と令和5年度の原材料米の60キログラムあたりの仕入価格の差に令和6年度の原材料米60キログラムを単位とした仕入数量を乗じた額を補助基準額とし、補助基準額の1/2の金額を補助(1円未満切捨て)。 1)酒造業: @2,370千円×4事業者＝9,480千円 2)味噌・麴業者: @572千円×8事業者＝4,576千円 3)その他: 3,000千円 ④市内の酒造業または味噌・麴製造業の事業者	R7.7	R8.3
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	エネルギー価格高騰対策支援事業	①依然として不透明な世界情勢やトランプ米政権の関税措置による影響から各種エネルギー価格が高騰、高止まりし企業活動を圧迫している。これを支援し、持続可能な事業経営に寄与する。 ②対象者に対する補助金 ③1,300事業者(令和5年度に実施した「横手市エネルギー価格高騰対策補助金」への申請者922事業者に加えて、申請に係る煩雑さを解消したことにより、申請事業者の増加を想定) 【対象経費及び補助金額】 ・令和6年分所得税確定申告時の水道光熱費及び燃料費の合計額(法人の場合は前期法人税確定申告)の5%以内、上限10万円 ・横手市エネルギー価格高騰対策補助金の実績を基に補助金額、申請者数を積算 →(補助金額) (申請者数) (小計) 2万円未満 164者 2,213千円 2～4万円未満 300者 8,997千円 4～6万円未満 189者 9,450千円 6～8万円未満 157者 11,000千円 8～10万円未満 96者 8,640千円 10万円 394者 39,400千円 【合計】 1,300者 補助金額79,700千円+事務費300千円＝80,000千円 ④中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者又は農業法人のうち、市内に住所または事業所を有する者	R7.7	R8.3
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険施設物価高騰対策事業	①物価高騰の影響を受けている介護保険施設に対して、食材料費の高騰分を助成することにより負担軽減及び経営の安定化を図る。 ※県との協調助成事業(県1/2、市1/2) ②補助金 ③・入所系(複合系含む。): 2,100人×5,000円＝10,500千円 ・通所系(複合系含む。): 800人×1,650円＝1,320千円 合計 11,820千円 ・県補助金: 5,910千円 ④市内の介護保険施設	R7.7	R8.3
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者支援施設物価高騰対策事業	①物価高騰の影響を受けている障害者支援施設に対して、食材料費の高騰分を助成することにより負担軽減及び経営の安定化を図る。 ※県との協調助成事業(県1/2、市1/2) ②補助金 ③・入所系①(3食提供) 5人×5,000円＝25,000円 ・入所系②(2食提供) 288人×3,300円＝950,400円 ・通所系(1食提供) 425人×1,650円＝701,250円 合計 1,677千円 ・県補助金: 838千円 ④市内の障害者支援施設	R7.7	R8.3